

保育所について（協定項目22 - 9）

保育所について、次のとおり提案する。

- 1 藤沢町の保育所の運営（幼稚園との一体的保育）については、藤沢保育園と黄海保育園は合併次年度をめどに認定こども園への移行を含め調整する。新沼保育園は現行のとおりとする。
- 2 保育料（軽減措置含む）、一時預かり料、延長保育料は、合併次年度から一関市の制度に統一する。
- 3 藤沢町で行っている保育施設通園援助費については、合併年度を含めた3カ年度間の経過措置として実施する。
- 4 藤沢町で行っている登・降園時の小学校スクールバス利用は、当面、継続する。

平成22年 8月24日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	9 保育所
調整の内容	<p>1 藤沢町の保育所の運営（幼稚園との一体的保育）については、藤沢保育園と黄海保育園は合併年度をめぐり認定こども園への移行を含め調整する。新沼保育園は現行のとおりとする。</p> <p>2 保育料（軽減措置含む）一時預かり料、延長保育料は、合併年度から一関市の制度に統一する。</p> <p>3 藤沢町で行っている保育施設通園援助費については、合併年度を含めた3カ年度間の経過措置として実施する。</p> <p>4 藤沢町で行っている登・降園時の小学校スクールバス利用は、当面、継続する。</p>		

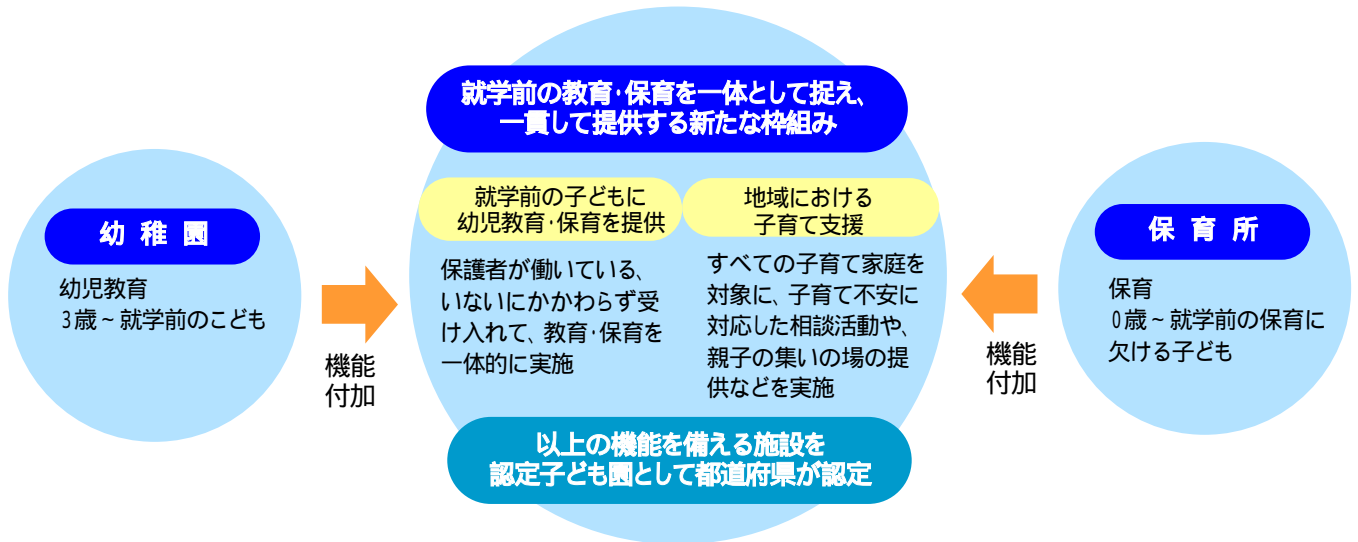
項目	一 関 市	藤 沢 町																																																								
1 保育所	<p>【保育所】 認可保育施設 公立16園、私立13園</p> <p>【保育時間】 月～土 午前7時～午後6時まで</p> <p>【運営形態】 保育園単独運営</p> <p>【給食】 認可保育施設では自園で調理し提供</p> <p>【通園費補助】 市内全域の児童を対象とした補助制度はない。 平成17年9月以降に閉園したことにより遠距離通園となる地域の児童の保護者に対し、1世帯キロ13円の補助金を支給</p> <p>【スクールバス利用】 登・降園時の小学校スクールバスの利用は行っていない。</p>	<p>【保育所】 認可保育施設 公立3園</p> <p>【保育時間】 月～土 午前7時30分～午後6時まで</p> <p>【運営形態】 幼稚園を併設し一体的運営</p> <p>【給食】 原則的に給食センターから搬入し、提供</p> <p>【通園費補助】 町内全域を対象とし、片道3km以上で、4～5歳児の児童の保護者等に1世帯年額1万円を限度として補助金を支給（但し、スクールバス利用をする者には支給しない。）</p> <p>【スクールバス利用】 登・降園時の小学校スクールバスの利用を行っている。</p>																																																								
2 保育料等	<p>(1) 保育料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>3歳児未満</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>7,200</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>15,600</td> <td>13,200</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td>40,000円未満</td> <td>24,000</td> <td>22,200</td> <td>22,200</td> </tr> <tr> <td>40,000円以上</td> <td>35,600</td> <td>26,900</td> <td>24,900</td> </tr> <tr> <td>103,000円未満</td> <td>41,100</td> <td>30,400</td> <td>27,500</td> </tr> <tr> <td>103,000円以上</td> <td>48,800</td> <td>31,900</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>277,000円未満</td> <td>52,000</td> <td>34,600</td> <td>30,800</td> </tr> <tr> <td>277,000円以上</td> <td>67,600</td> <td>45,200</td> <td>40,400</td> </tr> <tr> <td>413,000円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>413,000円以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>734,000円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>734,000円以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	3歳児未満	3歳児	4歳児以上	生活保護世帯	0	0	0	市民税非課税世帯	7,200	4,800	4,800	市民税課税世帯	15,600	13,200	13,200	40,000円未満	24,000	22,200	22,200	40,000円以上	35,600	26,900	24,900	103,000円未満	41,100	30,400	27,500	103,000円以上	48,800	31,900	29,000	277,000円未満	52,000	34,600	30,800	277,000円以上	67,600	45,200	40,400	413,000円未満				413,000円以上				734,000円未満				734,000円以上				<p>(1) 保育料 一関市と同じ</p>
階層区分	3歳児未満	3歳児	4歳児以上																																																							
生活保護世帯	0	0	0																																																							
市民税非課税世帯	7,200	4,800	4,800																																																							
市民税課税世帯	15,600	13,200	13,200																																																							
40,000円未満	24,000	22,200	22,200																																																							
40,000円以上	35,600	26,900	24,900																																																							
103,000円未満	41,100	30,400	27,500																																																							
103,000円以上	48,800	31,900	29,000																																																							
277,000円未満	52,000	34,600	30,800																																																							
277,000円以上	67,600	45,200	40,400																																																							
413,000円未満																																																										
413,000円以上																																																										
734,000円未満																																																										
734,000円以上																																																										

項目	一 関 市	藤 沢 町
2 保育料等	<p>【独自軽減措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降にあたる児童が入所する場合は無料 ・父子家庭で非課税世帯に属する世帯の保育料は無料 <p>(2) 一時預かり</p> <p>【保育時間】 午前8時30分～午後4時30分まで</p> <p>【実施保育所】 八幡町保育園、幸町保育園、藤保育園、たんぼ保育園 花泉保育園</p> <p>【一時預かり料】 日額2,500円 (利用時間が4時間未満のときは、1,250円)</p> <p>(3) 延長保育</p> <p>【延長保育時間】 月～土 午後6時から午後7時まで</p> <p>【実施保育所】 公立：八幡町保育園、あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園、川崎保育園</p> <p>私立：法人13園すべてで実施</p> <p>【延長保育料】 生活保護世帯 0円 非課税世帯 600円 市民税・所得税課税世帯 3,000円</p>	<p>【独自軽減措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3人以上同時入所世帯の3人目以降の保育料は無料 ・父子家庭で非課税世帯に属する世帯の保育料は無料 <p>(2) 一時預かり</p> <p>【保育時間】 当該保育所の開所日の保育時間内</p> <p>【実施保育所】 藤沢保育園、黄海保育園、新沼保育園</p> <p>【一時預かり料】 生活保護世帯 0円 町民税非課税世帯 3歳未満2,500円、3歳児2,200円、 4・5歳児1,900円 それ以外 3歳未満3,000円、3歳児2,700円、 4・5歳児2,400円</p> <p>(3) 延長保育</p> <p>【延長保育時間】 月～土 午後6時から午後7時まで</p> <p>【実施保育所】 藤沢保育園、黄海保育園、新沼保育園</p> <p>【延長保育料】 生活保護世帯 0円 それ以外 3歳未満 3,000円、3・4・5歳児 2,500円</p> <p>町民税非課税に属する母子・父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯にあつては、延長保育料を徴しない</p> <p>同一世帯から2人以上の延長保育の実施児童がいる場合2人目の延長保育料は、上記延長保育料×0.5 3人目以降は0円</p>

認定子ども園とは？

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定子ども園」の認定を受けることができます。

- 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 地域における子育て支援を行う機能
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能)



具体的には

利用時間	幼稚園と同様の1日4時間程度の利用や、保育所と同様の1日8時間程度の利用など、子どもに併せて柔軟に保育時間を選べます。
入園年齢	認定子ども園は、0～5歳児を対象とした制度です。なお、実際に受け入れる年齢は、施設によって異なります。
教育・保育	0～2歳時には保育を行い、3～5歳時には幼稚園・保育所の区別なく、共通の教育活動を行います。

利用時間別の教育・保育の状況

3～5歳児	共通利用時間(幼稚園と同様4時間程度) 教育課程に基づく教育を実施	短時間利用児(保育に欠けない子) (幼稚園と同様4時間程度利用)	
	(=学校教育法に掲げる目標が達成されるよう行われる保育を実施)	共通の利用時間終了後も保育を実施	長時間利用児(保育に欠ける子) (保育所と同様8時間程度利用)
0～2歳児	保育所と同様の8時間程度の保育を実施		